

困窮者施設の 防火対策を強化

今年1月末、札幌市で起きた生活保護受給者が入居する共同住宅の火災では、生活困窮者向け施設の防火対策が改めて問われた。そこで、厚生労働省や総務省消防庁、国

土交通省は20日、法的な位置付けが明確でない同様の施設の防火体制強化策を全国の自治体に通知した。新たな対策を紹介するとともに、生活困窮者向け施設の現状を追った。

福祉事務所が情報提供

ケースワーカー訪問時、避難経路など点検

厚労省、自治体に通知

火災を起こした札幌市の共同住宅は、高齢者が多く入居していたが、法的に位置付けられた無料低額宿泊所や有料老人ホームには該当しない施設だった。

全国には、こうした施設のように、生活保護受給者が2



11人が亡くなる火災が発生した札幌市東区「ハイム」

人以上入居し、法的な位置付けのない施設が、2015年6月時点で1236カ所ある。社会福祉関連法に法的な位置付けがないため、行政の目が届きにくい状況にあり、資金不足などから安全性や住まいの質に課題を抱える施設は少なくないと言われている。

今回の火災を受けて政府は、生活保護受給者が入居する無届けの共同住宅などに對し、防火対策の強化に乗り出した。厚労

省などは、福祉事務所のケースワーカーがこのような施設に居住する生活保護受給者を訪問した際に、防火体制を点検し、消防署などに情報提供するよう自治体に通知した。ケースワーカーによる点検は、09年に群馬県渋川市の高齢者施設で起きた火災を受け、厚労省が同年、防火体制に不備があれば消防署に情報提供するように要請している。今回はこの取り組みをより具体化し、①避難経路が障害物で通れなくなっていないか ②各部屋に火災警報器が設置されているか ③灯油が大量に置かれていないか など6項目からなるチェックリストをもとに、ケースワーカーに点検してもらう。福祉事務所は、点検結果を自治体の福祉、消防、建築の3部局に提供し、火災の危険性が高ければ、合同で施設に改善を求める。改善されない場合は、利用者に転居を促す。

無料低額宿泊所 基準を明確化

一方、政府は、今国会に「生活困窮者自立支援法等改正案」を提出。無料低額宿泊所の規制強化を急ぐ。同宿泊所は、社会福祉法に基づき、生

活困窮者に無料か低額で提供される宿泊施設。15年6月時点で全国に537カ所あり、1万5600人が入所。このうち9割を生活保護受給者が占める。改正案では、消防設備や部屋の広さなど、現在は法的強

制力のない指針で定められている同宿泊所の設備・運営基準について、最低基準を定めている。基準を下回っていれば、自治体による改善命令を可能とする。事業開始前に自治体へ届け出ることも義務付け

支え合いの意識高める 都内の自立ホーム



3月中旬、東京都台東区にある「自立援助ホーム ふるさとホテル三晃」を訪れると、玄関先でくつろぐ人や外で日なたぼっこをする人の姿があった。

ここは、生活困窮者を支援するNPO法人「自立支援センター ふるさとの会」(佐久間裕章代表理事)が、6階建てビルを借り上げ、運営している。元ホームレスや要介護の高齢者、精神疾患を抱える人など、40

90代の利用者81人が共同生活を営んでいる。消火器や自動火災報知設備を備え、石油ストーブは使わないなど火気の使用を制限しているが、スプリングクラー

事業責任者の渡辺光亮さん

ホテル三晃で10日に行われた防災訓練。消火器の使い方を確認し、防火への意識を高めた

は、「札幌の火災を受け、利用者の意識が大きく変わった。それは職員も同じだ。決してひとごとではない」と語気を強める。利用者の50代の男性は、自身の不注意から自宅が火事になった過去を持つ。「火事は本当に怖い。防災訓練で消火器を使ってみたが、火元が小さければ十分消せると分かった」と語る。

三晃では年に4回、防災訓練を行い、地震や火事に備えている。24時間体制で職員が常駐しているとはいえ、利用者全員を避難させるには時間がかかる。このため、逃げ遅れが出ないよう入居者同士で互いの役割を確認し合うなど、支え合いの意識を高めている。

ふるさとの会の薄田憲常務理事は、生活困窮者向け共同住宅などの防火対策について「ハードと建物の状況に合わせたソフトの両面、そしてそれを取り巻く地域との協力体制など、総合的な取り組みが重要だ」と語る。